

窓口での本人確認にご協力ください

3・4月は就職や進学などで引越しをするなど住民異動の届け出が増え、窓口が大変こみ合います。

婚姻などの戸籍の届け出や転居などの住民異動の届け出、戸籍や住民票の写しなどの証明書の請求の際などに、窓口に来た方の本人確認を行っています。そのため、窓口でお待たせすることもあります。他人が本人になりすまして証明書を不正に取得したり、虚偽の届け出をしたりすることを未然に防ぎ、個人情報保護するために行っていますので、窓口に来たときには、ご理解ご協力をお願いします。

本人確認書類

窓口にお越しの際にお持ちください

1点の書類を提示してください

国または地方公共団体が発行した写真が添付してある書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真つき)、外国人登録証明書、官公庁が発行した身分証明書(写真つき)など

複数の書類を提示してください (を2点、もしくはとを1点づつ)

公的機関が発行した書類

健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード(写真なし)、年金手帳、恩給証書、医療受給者証、官公庁が発行した身分証明書(写真なし)など

その他の書類

学生証(写真つき)、法人が発行した身分証明書(写真つき)、診察券、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、タスポなど

問合せ 市民サービス課市民係

有明交流プラザサービスセンターで、各種証明書の交付のほか

4月2日(月)から印鑑登録の申請 ができるようになります

《印鑑登録の注意点》

- 印鑑登録は、成年被後見人を除く満15歳以上の方で、岩見沢市に住民登録をしているか、外国人登録をしている方が申請することができます。
- 登録をする本人が、登録する印鑑と本人を確認できる書類を持参して手続きを行ってください。なお、代理人でも手続きはできますが、登録まで日数がかかります。詳しくはお問い合わせください。
- 本人を確認できる書類は、上記本人確認書類に準じますが、複数の書類を提示してもらう場合は、①公的機関が発行した書類を含め3点以上の書類が必要です。
- 登録できる印鑑は、25mmの正方形に収まるもので、印影が鮮明なもの(8mm以下の印鑑は登録できません)。ただし、1人1個しか登録することができません。
- 戸籍の届け出や住民異動の届け出など、住民登録に関する届け出などを行っている方は、これらの手続きの処理が終了するまで、登録の申請を受け付けできないことがあります。

問合せ 有明交流プラザサービスセンター(有明町南1) ☎ 31局 0012